

令和7年度大蔵村住宅リフォーム支援事業補助金のご案内

本村に住所を有する人や令和8年3月15日までに本村に転入できる人が村内業者や県内業者をつかって新築工事やリフォーム等工事を行う場合に該当となる補助金制度です。

※実際に該当するかは工事内容等によります。

※この補助金の詳細については、補助金交付要綱をご覧ください。

(申請受付期間) **令和7年4月1日から令和8年1月30日まで**

※工事着手の前に申請し、令和8年2月28日までに竣工し工事完了届を令和8年3月10日まで提出する必要があります。

※申請受付は、予算がなくなり次第終了いたします。

(補助金の額) 住宅1戸当たりの補助金の額は、次の表のとおりとします。

交 付 対 象 工 事	契約業者	補助金の額等	限度額
移住世帯 新婚世帯 子育て世帯 リフォーム等工事	村内業者	事業費の30%	50万円
	県内業者	事業費の20%	20万円
上記以外のリフォーム等工事	村内業者	事業費の20%	30万円
	県内業者	事業費の10%	12万円
新築工事	村内業者	事業費の20%	50万円

※ 併用住宅で申請する場合は、居住部分の割合で補助金額を算定します。

※ 申請時に本村に住所を有しない人又は、本村に住所を有して1年を経過しない人が、自ら居住するために本村にある住宅を購入しリフォーム等工事又は新築工事をする場合は、前項の補助金額に50万円を加算します。ただし、新築工事については県内業者が施工する場合は50万円を限度とします。

※ **リフォーム等工事の内容によっては、補助金を受けられない場合がありますので、必ず事前にリフォーム概要を役場にご相談くださるようお願いいたします。**

※ 山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」にて「リフォーム補助の手引き」をダウンロードすることができます。この手引きには、本事業に該当する要件工事の詳細内容が掲載されておりますのでご参照ください。

補助金に関するご相談は、役場地域整備課維持管理係
(電話 75-2111 内線 311) にお問合せください。